

資金管理業務規程の変更 新旧対照表

新	旧
<p>(再資源化等支援検討会の設置)</p> <p>第 28 条 資金管理業務諮問委員会の下部組織として再資源化等支援検討会を設ける。</p> <p>2 再資源化等支援検討会は、再資源化支援部が行う次の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。</p> <p>(1) 法第 106 条第 2 号に規定する業務のうち、大規模災害時に発生する番号不明被災自動車の適正処理の円滑化に資する地方公共団体への支援業務</p> <p>(2) 法第 106 条第 3 号及び第 4 号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務</p> <p>3 再資源化等支援検討会の委員は、前項各号の業務について専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が任命する。</p>	<p>(離島対策等検討会の設置)</p> <p>第 28 条 資金管理業務諮問委員会の下部組織として離島対策等検討会を設ける。</p> <p>2 離島対策等検討会は、再資源化支援部が行う法第 106 条第 3 号及び第 4 号に規定する地方公共団体への資金出えん等の業務に係る資金管理センターから再資源化支援部に対しての出えんに関して資金管理業務諮問委員会が行う調査審議にあたり、専門的な事項を調査審議する。</p> <p>3 離島対策等検討会の委員は、離島対策等について専門的な知識を有する者のうちから、代表理事が任命する。</p>
<p>(資金管理業務諮問委員会等の運営方法)</p> <p>第 29 条 この規程に定めるもののほか、資金管理業務諮問委員会及び再資源化等支援検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。</p>	<p>(資金管理業務諮問委員会等の運営方法)</p> <p>第 29 条 この規程に定めるもののほか、資金管理業務諮問委員会及び離島対策等検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。</p>
<p>(役員等の秘密保持義務)</p> <p>第 36 条 評議員、役員、資金管理業務諮問委員、再資源化等支援検討会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(役員等の秘密保持義務)</p> <p>第 36 条 評議員、役員、資金管理業務諮問委員、離島対策等検討会の委員若しくは資金管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、資金管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>